

長岡京市第2次みどりの基本計画 策定方針

1. 計画策定の背景

長岡京市では、平成 16 年(2004 年)3月に令和7年(2025)を目標年次とした「長岡京市緑の基本計画」を策定し、その後、社会情勢の変化や新たなみどりの施策を反映させるために、平成 29 年(2017 年)3月に中間見直しの改定を行い、基本理念の「市民が誇れる風格とゆとりのあるみどり」を実現するため、みどりの創出や保全活用、都市緑化の推進、市民の手によるみどりのまちづくりの施策を積極的に進めてきました。

平成 29 年(2017 年)6月の都市緑地法の改正等、みどりを取り巻く情勢の変化によって、本市の特性や都市の将来像、みどりの将来像を見据えた上で、本市の都市計画区域内における緑地の適正な保全と緑化の推進や都市公園の整備及び管理、都市計画公園の見直し方針、公民連携による行政サービス向上、民有緑地の保全・創出などに対応していくことが求められます。

加えて、本市の総合的な施策方針を示した「総合計画」の第2期基本計画の策定や、「環境基本計画」などの関連計画の次期計画策定や改定が進みつつあり、これらの計画との整合を図る必要があります。

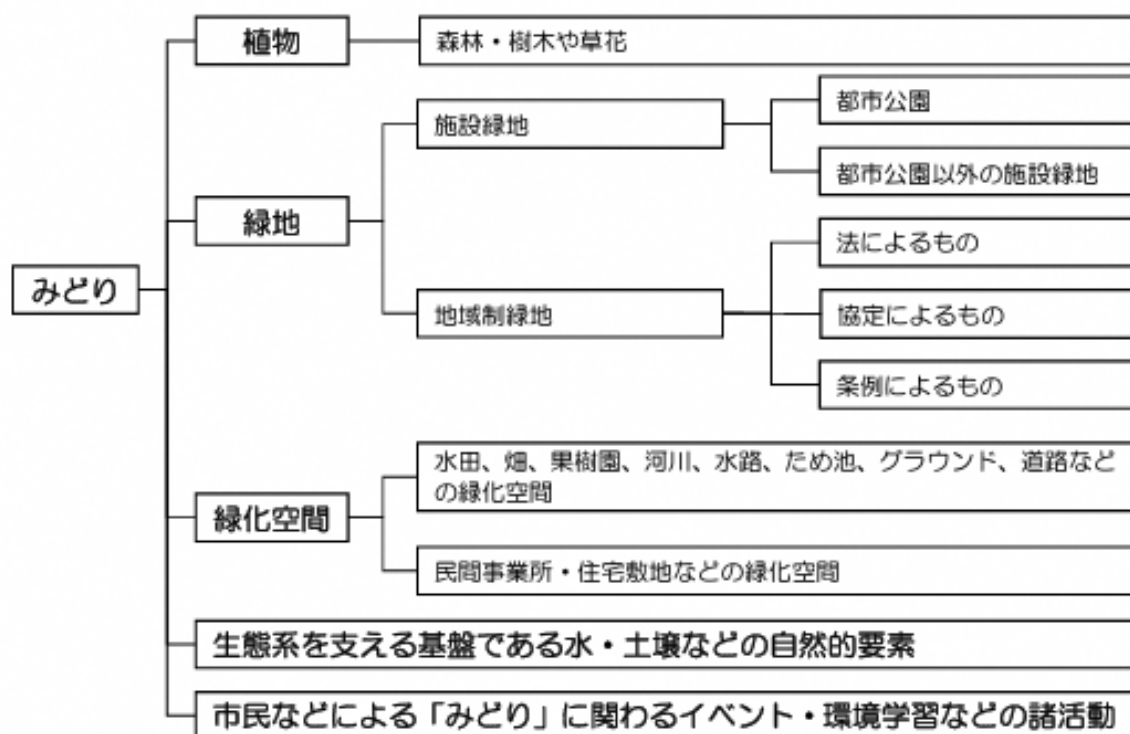
そのため、現行計画が期間満了を迎えることも踏まえ、本年度及び来年度において、最新の動向やこれまでの取組の進展等を踏まえ、本市の緑化を総合的かつ体系的に推進していく指針となる、新たな「長岡京市第2次みどりの基本計画」の策定に取り組みます。

2. 計画の役割・位置付け

本計画は、都市緑地法第4条に基づき策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」で、みどりのまちづくりについての将来の姿を描き、それを実現するための緑地の適正な保全や公園・広場の整備、緑化の推進などの方策を示すものです。

【計画で対象とする「みどり」】

本計画で対象とする「みどり」は、緑(樹木、樹林、草花、野草等の植物)とその生育基盤となる水、土、大気、これらによって形成される環境(公園などの緑とオープンスペース、農地、河川・ため池などの水辺空間、住宅敷地の緑化空間など)を含みます。また、みどりを守り拡充するための啓発活動や環境教育、協働によるみどりのまちづくり活動なども本計画の対象とします。



■「みどり」の使い方

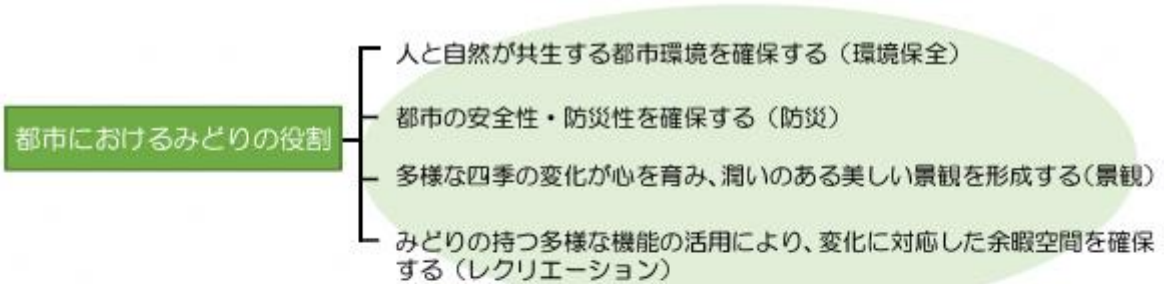
「長岡京市緑の基本計画」(改定前)では「緑」を使用していましたが、樹木や草花などの植物だけではなく、公園や学校などのオープンスペース、河川・ため池などの水辺など、より広い範囲を意味する言葉として、本計画では「みどり」を用いることとします。

※現行計画より

【「みどり」の役割】

みどりには以下に示すような様々な機能があり、私たちの生活に欠かせないものとなっています。

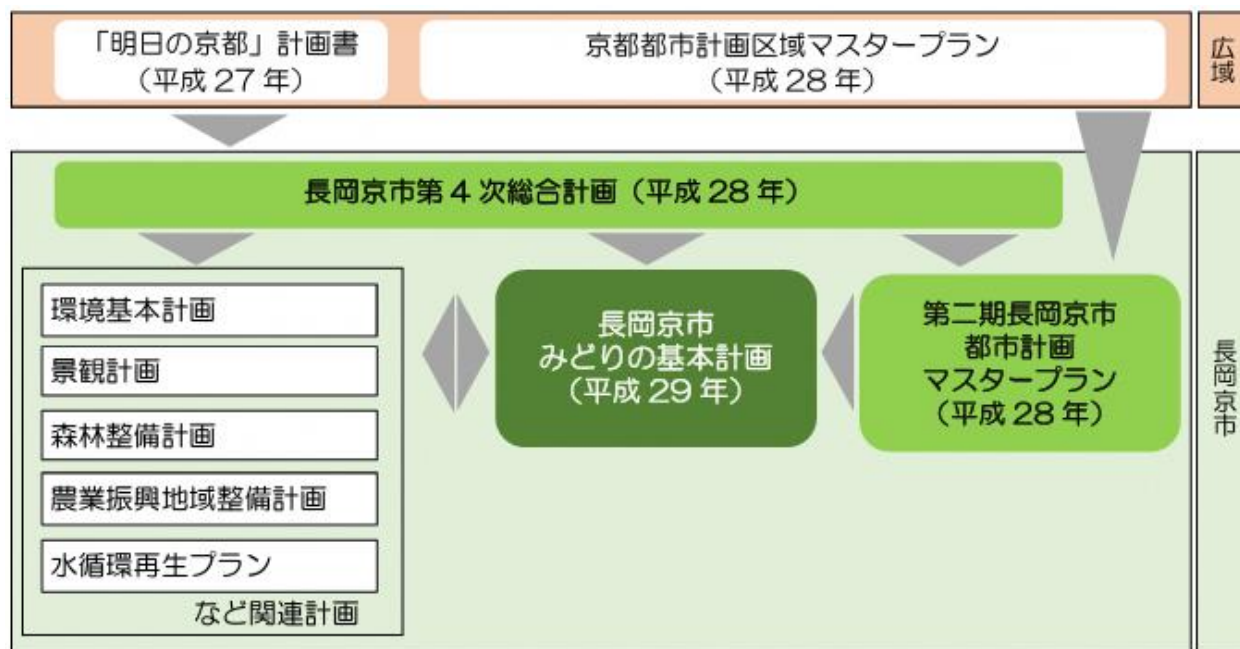
- みどりには、大気浄化、騒音・振動の吸収、防風・防塵などの環境改善機能があります。また、多様な生き物の生育・生息地であり、人と自然が共生する都市環境を形成しています。
- みどりで覆われた土地は、雨水の貯留・涵養機能を持ち、都市の健全な水循環の一翼を担っています。また、大規模地震や火災などの発生時において、人々の避難地や避難路、火災の延焼防止帯、消防活動やボランティア等の救援活動拠点等として多様な機能を持っています。
- みどりは、地域の気候、風土に応じて特徴ある多様性を持っています。四季の変化を実感できる生活環境や景観を創出し、生活にゆとりとうるおいをもたらします。また、みどりは、地域固有の文化や歴史等と深く関わっており、みどりを活かした個性と魅力あるまちづくりを進めることができます。
- みどりは、見たり触れたりすることで人々を癒し、心身の健康の増進に寄与します。また、休息、散策、スポーツ、遊びといった健康づくり活動や野外レクリエーションの場を提供しています。



※現行計画より

【計画の位置づけ】

本計画は、上位計画である総合計画やまちづくりの目標を定める都市計画マスタープラン、関連計画である環境基本計画、景観計画等との調和・整合性を図ります。また、広域的な視点から「京都都市計画区域マスタープラン」等との連携を図ります。



※現行計画より

3. 新たな計画策定の視点

視点① 計画中間見直し後の法改正や社会情勢等を意識した計画の策定

- 現行計画の中間見直し以降、都市緑地法、都市公園法、生産緑地法等の緑に関する法律の改正(平成29年(2017年)7月改正)や大規模自然災害に対する意識の高まり(グリーンインフラ^{※1}に関する取組)、多様化するライフスタイルと市民ニーズの変化など、みどりを取り巻く環境は大きく変化しています。
- 本市においては、みどりのサポーター制度の活用やインクルーシブ公園^{※2}整備指針の策定、企業と連携した公園再整備及び森林保全など、みどりの創出や保全活用、都市緑化の推進、市民の手によるみどりのまちづくりの施策を積極的に進めてきました。一方で、グリーンインフラや身近なみどり空間、ネイチャーポジティブ^{※3}など、多様な役割への対応も求められることから、そういった状況の把握や今後の取組を検討していくなど、本市の地域特性と社会情勢にマッチした内容を新たな計画に位置付けます。

視点② 本市の課題に対応した、公園の配置及び機能の再編

- 現行計画では、一人当たりの都市公園面積の目標を4.5㎡/人(現状3.15㎡/人)としていますが、都市計画決定したまま長期未着手(一部未着手含む)となっている7公園を含んでいるため、人口減少と都市構造の転換や厳しい行財政などを踏まえた見直しが求められます。また、法改正やライフスタイルの多様化等に伴い、健康、交流、活躍の場、グリーンインフラ、クールスポット^{※4}、地球環境、生物多様性^{※5}、観光・ブランディング等、公園などの役割や期待される効果が重視されており、利用者ニーズに応じた既存公園の配置・機能の再編が必要です。
- 現状、都市計画決定したまま長期未着手の公園をすべて整備するとは言い難い状況であるため、竹林や河川緑地など、昔から市民等に親しまれてきた『みどり』を“公園機能”として積極的に位置づけ、多様な役割への対応を果たしながら、利用者の増加を目指します。そのため、求められているものと、提供できる枠(公園のキャパシティ)の双方を鑑みながら、公園機能の過不足を判断し、再編により創出すべき公園機能を整理します。市として特色のある公園づくりと、地域毎にバランスの良い機能配置の双方を実現するため、マクロスケール(全市)とミクロスケール(地域)で機能配置の考え方を分け、メリハリのある公園環境の創出を目指します。

※1 グリーンインフラとは、自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方で、昨今、海外を中心に取組が進められ、我が国でもその概念が導入されつつあるほか、国際的にも関係する様々な議論が見られるところです。

※2 インクルーシブ公園とは、「障がいの有無や年齢、性別、国籍などを問わず、すべての人が楽しく遊べること」を目的とする公園です。

※3 ネイチャーポジティブとは、自然生態系の損失を食い止め、回復させていくことを意味する言葉です。生物多様性や自然資本の観点から、社会・経済活動による自然への負の影響を抑え、プラスの影響を与えることを目指す概念です。

※4 クールスポットとは、夏の暑さを忘れられるような、身近で涼しく(クール)過ごせる空間・場所(スポット)のことです。例えば、水辺、森林、公園、また休憩が可能な建物などがこれに当たります。

※5 生物多様性とは、生きものの豊かな個性とつながりのこと。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。

視点③ 法改正等をふまえた、本市における都市公園の再生・活性化

- これまで公園は「子どもの遊び場」として、整備が進められてきましたが、少子高齢化・生活様式の多様化により、幅広い世代の居場所となる公園が求められており、市内でどのようなニーズがあるのかを把握し、公園を利用するターゲットを見据えた管理や活用の位置づけが必要です。
- 利用者である市民や民間団体、企業などが公園の維持管理に関わり、より公園を居心地よく使いやすく工夫できる環境があることは、「人が集まる→使い手のニーズに沿って維持管理される→より活用される」という好循環を生み出し、都市公園の再生・活性化につながります。そこで、担い手が参画しやすいしくみを整えることが必要です。
- 公園の周辺施設、近隣の公園、年齢別人口分布、現在の利用者層のデータ、立地適正化計画における居住誘導区域^{※6}に位置するか等をふまえたターゲットを設定し、公園が持つべき機能や役割を明確にします。その上で、ターゲット層に沿った利活用の方策を検討し、みどりのサポーター等の市民、事業者、市民団体等など公園に関わる担い手が協働できるしくみの構築を目指します。また、持続的な公園の活性化につなげるため、分野横断的な視点での展開、新たな技術を活用した維持管理など負担を軽減する方策を検討します。

※6 立地適正化計画とは、持続可能な都市構造への再構築を目指し、人口減少社会に対応したコンパクトシティを実現するためのマスタープランであり、市町村が必要に応じて策定する計画です。持続可能なまちづくりに向け、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能を誘導するものです。
居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。

4. 今後の取り組み

①緑地現況、緑被現況、緑化状況調査

- 地域制緑地、施設緑地の状況を把握し、分布状況を図示します。また、未整備の都市公園の状況についても確認します。
- 地域制緑地、施設緑地、保存樹木、天然記念物等の数量を集計します。
- 緑被の状況等を把握し、図示します。緑被現況調書作成(面積等を集計)します。
- 街路樹など公共用地の緑化状況、今後の見込み等について把握し、取りまとめます。

②現行計画の評価

- これまでの事業実施状況について整理するとともに、関係各課等への照会により、新たな計画に位置付ける施策などの整理、検討を行います。
- 市民アンケート調査を実施し、みどりに対する意識の変化や現計画の評価、今後の取組意向などを把握します。
- 上記等を踏まえて、新たな計画策定にあたってのみどりの課題を整理します。

③各種関連計画との整合性の把握

- 策定中の計画を含め、上位・関連計画との整合性を図ります。

④計画の目標、方針の設定

- 現行計画策定以降の、市内の緑地の現状や緑化政策の進展、社会情勢の変化を踏まえて、基本理念の改定の必要性について検討します。
改定が必要な場合はその根拠を整理するとともに、新しい基本理念を設定します。
- 基本理念、市内の緑地の現状や緑化政策の進展、社会情勢の変化を踏まえて、緑の将来像及び基本方針を設定します。

⑤施策事業等の体系的な整理

- 現行計画をベースに施策及び取組の検討を行います。なお、新たな計画にあたっては、前述の視点を念頭に置くとともに、市民や事業者にも施策の背景や取組主体が伝わるよう構成やレイアウトに配慮します。

⑥重点プロジェクトの検討

- 現行計画をベースに重点プロジェクトの検討を行います。

⑦策定委員会の開催

- 「長岡京市第2次みどりの基本計画委員会」を開催し、計画策定に関する協議を行います。

■長岡京市第2次みどりの基本計画 策定スケジュール案

	2024 年度										2025 年度											
	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
①緑地現況、緑被現況、 緑化状況調査																						
②現行計画の評価 (アンケート調査含む)																						
③各種関連計画との 整合性の把握																						
④計画の目標、方針の設定																						
⑤施策事業等の体系的な 整理																						
⑥重点プロジェクトの検討																						
⑦策定委員会の開催			●			●				●				●				●			●	

■長岡京市第2次みどりの基本計画 策定スケジュール案(詳細版)

	2024年度											2025年度												
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
【1】現況調査																								
1. 地域概況調査																								
1) 自然的条件調査		→																						
2) 社会的条件調査		→																						
3) その他の地域概況調査		→																						
4) 上位計画等関連計画の整理		→																						
2. 緑地現況、緑被現況、緑化状況調査																								
1) 緑地現況調査		→			→																			
2) 緑被現況調査		→			→	→																		
3) 緑化状況調査		→			→																			
3. 緑政策の整理		→			→																			
4. 市民意識調査																								
1) 調査票の作成		→																						
2) 発送、返送 等手続き			→		→																			
3) 回答の入力					→		→																	
4) 集計分析						→		→																
5. 市内公園緑地の利用実態分析			→			→	→																	
【2】調査結果の分析・評価と課題の整理																								
1. 緑の主要な機能についての分析評価							→			→														
2. 課題の整理																								
1) 課題の抽出								→			→													
2) 計画課題図の作成								→			→	→												
【3】委員会実施																								
				●				●				●												
【4】緑地の保全及び緑化目標の設定																								
1. 基本理念、緑の将来像、基本方針の設定												→												
2. 計画フレームの設定												→												
3. 計画目標の設定												→												
【5】緑地の配置方針の設定																								
1. 主要系統別の緑地の配置計画												→			→									
2. 総合的な緑地の配置計画の作成、配置計画図の作成												→			→									
【6】緑地の保全及び緑化の推進のための施策の検討																								
1. 緑地の保全及び緑化の推進のための施策の検討												→												
2. 目標の検討																→			→					
3. 緑化重点地区等の設定																→			→					
4. 都市公園の整備及び管理の方針の検討																								
1) 都市公園の整備目標及び整備方針の検討													→			→								
2) 都市公園、施設緑地（公共施設緑地等）の管理方針の検討													→			→								
3) 事業者が提供する公園・緑地の評価及び方針の検討													→			→								
5. 施策体系及びロードマップの策定												→												
【7】委員会実施																								
【8】パブリック・コメント実施支援															●				●					
【9】計画書のとりまとめ																	→							→